



～選奨土木遺産・認定証授与式～

平成27年9月11日（金）に土木学会選奨土木遺産に認定された「飯沼水準原標石（いいぬま すいじゅんげんひょうせき）」の認定式を11月19日（木）に飯沼観音堂で行いました！！



「飯沼水準原標石」について

1872（明治5）年に明治政府が招聘したオランダ人技師リンド（Isaac Anne Lindo）によって設置された水位表記の基になった水準原標です。

リンドは、利根川・江戸川・新利根川の11箇所水位尺（量水標）を設置して水位観測を行うとともに、1872（明治5）年末に千葉県銚子市馬場町の飯沼に水準原標石を設置して水準測定の原点と定め、飯沼水位尺の零位を「日本水位尺：J.P.」としました。また、堀江水準原標石（千葉県浦安市堀江）を設置してその零位を「江戸川水位尺：Y.P.」、隅田川河口の霊岸島に設置した水位尺の零位を「荒川水位尺：A.P.」としました。現在、わが国で使用されている「日本水準原点」はこれらの水準原標石の設置がその出発点であり、その一つ飯沼水準原標石はわが国近代測量史上貴重な土木遺産と言えます。

（日本水準原点：わが国の基本測量や公共測量を行う際の標高（高さ）の基準となる点。）

※「土木学会選奨土木遺産」とは：歴史的・文化的に貴重な土木構造物の保存と活用を主たる目的として、近代の土木構造物を中心に技術的・デザイン的に優れたもの、由来やエピソードが豊富のものなどを顕彰する制度です。